# 令和4年度(2022年度)東西軸活性化に向けた資源調査及び 実施計画策定支援業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

令和4年度(2022年度)東西軸活性化に向けた資源調査及び実施計画策定支援業務

### 2. 業務の目的

服部緑地及び原田緩衝緑地における大型投資を契機とした、豊中市の東西軸エリアにおいて、市内外から多くの人が訪れ、人の往来や東西バス利用者などの増加、沿道商店等の売上アップなど、エリアのにぎわいをもたらす事業を模索するため、同エリアにおける活性化の種地・拠点となる場、活性化の担い手・リーダーとなる人・団体・事業者など、ヒト・モノ・カネに関わる資源を調査し、当該エリアの潜在力や活性化に向けた課題を把握し、事業実施に向けた実施計画(案)を作成することを目的とする。※東西軸=北大阪急行緑地公園駅から阪急曽根駅、大阪国際空港南端の緩衝緑地にいたるエリア

※事業対象エリア=阪急バス豊中東西線より南北約1km以内、ふれあい緑地を含む(参考地図参照)

### 3. 期間

契約締結日~令和5年(2023年)3月31日

#### 4. 受託者の義務

受託者は、作業を円滑に進めるために、委託者と綿密な打ち合わせを行い、その都度、業務 打合せ簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状 況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

### 5. 業務の内容

#### (1) 資源調査の実施

東西軸エリアにおいて、活性化の種地・拠点となる場や活性化の担い手・リーダーとなる人・団体・事業者など、当該エリアの潜在力を調査するとともに活性化に向けた課題を把握する。

現地調査(まちあるき)

当該エリアを実際に歩いて回り、地域の人や来街者が集まり滞在している場・空間(にぎわいスポット)や現在は活用されていないがにぎわいスポットとなる可能性のある場・空間を調査する。

#### ② 聞き取り調査

にぎわいスポットに滞在している人や活動者・活動団体、沿道の商店・企業、市の関係課などを対象に、エリアの魅力や課題、活性化に向けた取組みへの意向などについて調査する。調査対象数は、エリアスポット(緑地公園、曽根駅、原田緩衝緑地)ごとに 10 件・計 30 件程度もしくは、エリア内で 30 件実施すること。

#### (2) 実施計画の策定

① 実施計画(案)の作成

資源調査及び関係課会議の結果に基づき、東西軸エリアの活性化に向けたおおむね 3 年間 (令和5年度~7年度)の取組みを示した実施計画(案)を作成する。 想定する項目:目次、事業の目的、エリア整備における基本的考え方、リーディング事業の 検討、令和5年度から令和7年度における事業の検討、資料編など

# ② 庁内の合意形成支援

東西軸エリアにかかる市の関係課の合意形成を図るため、実施計画(案)や図面等の説明用 資料を作成する。また、関係課会議に出席し、専門的な知見等のアドバイスを行う。会議は年 3回程度(1時間~1時間30分/回)。

# 6. 調査に要する消耗品等の経費

受託者は、業務を受託するにあたり、所要の消耗品に伴う経費を準備・負担するものとする。

# 7. 関係官公庁等への手続き等

業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、受託者の責任において迅速に 処理するものとする。

### 8. 実施体制

受託者は、本業務を担当する総括責任者及び従事者を指定し、委託者に報告するものとする。また、総括責任者は、本業務に精通した経験者とすること。

# 9. 資料等の貸与及び返還

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を委託者に申し出ることができるが、本業務完了 後速やかに委託者に返還するものとする。

#### 10. 成果品等

上記5の委託業務内容に関する成果品等を以下の内容で期限迄に提出すること。

	成果品等の提出物	提出 部数	提出期日	備考
1	業務着手届	1	着手時	紙媒体
2	業務実施計画書	1	契約後14日以内	紙媒体
3	関係課会議の提示資料	1	その都度	紙媒体及び電子媒体
4	資源調査の調査報告書	1	令和6年2月	紙媒体及び電子媒体
5	実施計画書(案)	1	令和6年2月	紙媒体及び電子媒体
6	業務完了届	1	業務完了時	紙媒体

#### 11. 成果品の帰属

成果品の権利の帰属はすべて委託者のものとし、受託者は、委託者が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

### 12. 機密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報保護 条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

# 13. その他

単純集計、印刷製本、消耗品の購入等の軽微な業務以外の委託業務に係る履行について第 三者に委託し又は請け負わせてはならない。

本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。

# <参考地図>

